◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta



［第１回］

種類株式とは（前編）

三浦法律事務所　弁護士　**間瀬まゆ子**
弁護士　**金井悠太**
弁護士　**遠藤祥史**

Ⅰ　はじめに

会社法上、会社を取り巻く状況や株主間の関係性に即した株式の設計を可能にする観点から、株式会社においては種類株式の発行が認められていますが（同法108）、事業承継の場面でも、オーナー一族以外の株主が保有する株式を無議決権株式としたり、オーナーに拒否権付株式（いわゆる黄金株）を保有させたりする等の形で、種類株式が活用されています。

本連載では、事業承継の場面で用いられる種類株式を採り上げ、種類株式がどのような場面で利用されているのか、また、その際にどのような点に注意する必要があるかといった内容を中心に、種類株式に係る実務上の論点について触れていきたいと思います。

Ⅱ　種類株式の事業承継における活用

1　種類株式が必要とされる場面

初回となる今回と次回の２回に分けて、まずは、種類株式の活用を検討する場面として、具体的にどのようなケースが想定されるのかを確認します。

事業承継に関連して、非公開会社において、種類株式のニーズが発生する場面としては、以下のようなケースが想定されるでしょう。

《主要な種類株式のニーズ》

① 既に株式が分散しているケースや、節税等の目的で後継者以外の者に株式を取得させるケースで、後継者に議決権を集約させておきたい場合

② 株主の相続等により株式が後継者の意に反する者に承継されたり、分散してしまうことを防止しておきたい場合

③ 後継者への承継後も、重要事項に関する最終的な決定権を先代経営者に留保しておきたい場合

2　議決権の集約

上記のうちの①、すなわち議決権の集約[1]は、特にニーズのあるところと思われます。事業承継の場面において、次世代に確実に

1　議決権を集約する方法としては、種類株式を用いる以外に、属人的な定め（会社法109②）や株主間契約を用いる方法も考えられます。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ